

第23回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年11月14日(金) 午前10時00分
出席議員	委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:田原宗憲 委員:池亀豊 委員:吉元健人
事務局職員	局長:桑野智 係長:瀬戸美里
説明員	企画財政課長:椎野満博 前企画財政課長:元島信一 総務課長:鍛治孝広

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、第23回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は説明員ということで、椎野企画財政課長、元島前企画財政課長、鍛治総務課長に出席をしていただいております。今日は証人喚問ではありません。なぜ説明員でということでお話をすると、我々もある程度の調査をしていきながら、いろいろな課題が見えてきました。問題が。皆さんの御意見もお聞きしながら、我々もまとめをしないと、立場が違えば見方も違ってくる。議会側の我々の百条委員会の見方だけをまとめるというのもどうなのかなという部分もありましたので、皆さんの御意見をお聞きしたい。証人喚問であれば、意見を聞く場になりませんので、今日は説明員ということで、一緒に将来的な築上町のいい方向になればなということで出席をしていただいておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、鍛治総務課長は、今、行方不明者の関係で、いろいろと大変なタイミングだと思いますが。見つかった。よかったです。無事だった。良かった。ついさっき見つかった。良かったです。ちょっとそれが気になって、そのタイミングで出席してもらって悪かったなと思っていたんですけど、見つかってよかったです。ありがとうございます。

そういうことならということではありませんけど、しっかりと一緒に協議をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

早速、協議に入りたいと思います。先ほどもお話ししたように、調査を進めていく段階で、いろいろな課題が出てきました。時間もあまり長々としても意味がないので、率直に中身を聞いていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初に、見積書の開封作業の手順についてということで、先日、産業課の下田課長補佐のほうから、見積書の開封作業は基本的に自分が1人で開けて、後で見てもらっている。2人以上の立ち会いになっているけど、同じ部屋にいたからいいというお話をしました。それが、自分だけじゃなくて、役場全体的にそうしているんだという発言もあって、果たしてそれで本当にいいのかなという疑念も湧きましたので、皆さんにお聞きしたいということで、本日お願いをしたところです。

それで、見積書の開封作業の手順。担当者が開けて、ほかの担当者が後から見るという手順でいいのかどうなのかを教えていただいてよろしいですか。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野です。見積りの開封ということでございますが、通常は指名入札等であれば、今は電子入札ということでそういうことがだんだんと少なくなっているのですが、一般的に入札でいきますと、入札日に同時に業者から入札書を提出いただいて、同じ会場で、まず、係員が、結局机が横並びになっているので、担当者1人がちょきち

よきと開けて、見積書を出して、それを順次閲覧していくという形になります。普通の指名競争の入札であれば。随意契約についてはそれぞれの課で行っておりますので、一般的には立会人と、2人が印鑑をつくことになりますので、その2人が同時に封を切って中身を見るという流れになると思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 私たちもそう思っていたのです。立会人と開封の担当者、2人で一緒に見ながら開封をして、そこで一緒に出して中を確認をする。中を確認した後に、後から見てもらうというような作業ではないと思っていたのですけど、先日そういうお話があつたので。それが役場全体的に、皆さんそうしているという話があつたので、実際そのような作業を、理論的には、今、椎野課長が言わされたとおりだらうと思うのですが、実際的にはそういうことをされていたのかどうなのか。産業課の担当だけなのか、それともほかの方もやられたのかという。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 多分これ聞き取りの考え方と思うのですが、例えばこれが普通の入札であれば、入札会場で開封を行うのですよね。今椎野課長が言ったのは、入札会場じゃなくて、開封するにあたって、1人の方が開封して、それを回していくというふうに今おっしゃったと思うのですよ。今、椎野課長が言ったことと下田課長補佐が言ったことは、多分同じことじゃないかなというふうに私は思ったのですが。普通入札やつたら入札会場で、その会場の開封の立会というか、皆さんが立会人になると思うんですよ。椎野課長の今回答は、ちょっと違うんじやないかなと思ったのですが、もう一度ちょっと説明を。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。一般的な指名競争入札の流れでいきますと、会場の中で、入札会場の中で、すみません。入札会場の中で机が、まず管財係の職員が座って、途中で、横一列に座るんですけども、管財係が座って。入札会場の中で、業者さんが見ている前で。そういう意味です。

○委員長（武道 修司君） 問題は、随意契約の分で、職員が目の前で、例えば私と宗議員がいたら、2人並んで、今から開封しますねというふうに見ながら開封するというふうに、規定的にはなっているというふうに私は理解しているんですよ。ところが、私がこっちで開けて、中身を見て、それから後で見とてみたいな感じで渡すというのは、開封作業の立会には私はならないと思っているんですけども。下田課長補佐の話でいくと、役場全体的にそういうふうにしているという話があつたので、もしそれをそういうふうにしているのであれば、ちょっと改正というか、ちゃんと企画財政課のほうから各担当部署に話をしないといけないだらうし、それがそういうふうな作業でいいというふうに捉えているのであれば問題なのかなというふうにちょっと思ったの

で。それで今、役場全体的にどういうふうな雰囲気というか、役場はどういうふうに指導しているのか、どういうふうな形で実際やっているのかを教えてください。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野　満博君）　企画財政課、椎野でございます。随意契約の分で言いますと、私が企画財政課とか総務課とかが多いので、ほかの部署についてはまだはっきり確認がとれていないんですけども、管財係が行う随意契約につきましては、開封者と立会人が同時に席に座つて、自分の席はなくて、ほかの場所に行って、その2人がちょきちょきと切ってという感じになります。ほかの課について、そこまでちょっと指導できているかと言いますと、ちょっとそこの指導については徹底できているかどうかはちょっと分かりませんけれども、原則的にはそういう開封の仕方になっております。

以上です。

○委員長（武道　修司君）　宗委員。

○副委員長（宗　　裕君）　実は私も知らなかつたんですが、ここに本日配付を受けましたが、今まさに椎野課長の名前で、令和7年5月1日付で事務連絡ということで、随意契約に関わる事務手続ということで、これ多分毎年、企画財政課長名で全ての課に周知徹底している随意契約の事務手続のマニュアルだと思うんです。これ、今まで資料として見せてもらったこともなければ出てこなかつたので、これを早く見せてもらえば、いろんなことがスムーズにいったと思ってるんです。これに詳細に書いてあるんです。

今まさに問題になっている見積書の開封に関しては、資料の③の2枚目に3番、見積書の提出及び開封ということで、かなり詳細にきちんと手続が書かれているわけです。この間の下田課長補佐の証言に関しては、ここの3番の手順を明らかに守っていない。事務連絡は流しているんですね、各課に。これを守れということになっているんですよね。後から触れたいと思いますけど、今回の百条委員会に取り上げられている問題は、このマニュアルを守っていれば起こり得ないことばかりなんですよ。今見積書の開封の問題ですから、見積書の開封だけに絞って申し上げます。

まず、見積書は封筒に封を入れて出す。郵送または持参というふうになつていますから、必ず封筒に封印がされているはずなんですよ。ですから、この手順を守るのであれば、立ち会い人が封筒に封入されていて、封印が何か印鑑か何かで押されているのを確認して、誰も中身を開けてない、中身を見てないというのを2人で確認した後で開けるんですよ。今の話だとそこが明確に出てないんですよね。だから、同時とか横におるとかそういうことではなくて、立ち会い人2人が、まずこれは明確に封がされているというのを確認して、1人が開けるってわけでしょう。私の考えはそれしかないと思うんですけど。

しかも、これ見積書の開封を見ると、1者随意契約の場合は指定時刻より早く見積書が出たら

開封してもいいってなっているんですけど、我々が入手した資料では指定日以前に2者見積りでも、もう届いたからって開封している事例がいっぱいあるんです。だからその点もマニュアル守られてない。全ての資料を提出してくれって依頼しているのに、この手順を守られているんであれば、封印されている封筒も重要な資料ですから、それも当然契約資料の中に保管されているはずなんだけど、その写しは全然出てきてないんですよ。

ですから、椎野課長に聞きたいんですけど、見積書の封筒も一部出てきていますけど、保管しておかなきやいけない重要な資料でしょう。確かに封筒で封を入れて提出されたっていうことで。それが保存されてなかったとすれば、正規の手続きで見積り開封がなされてない可能性が高いと判断されても仕方がないでしょう。あと、このマニュアルでは指定期日まで待って開封することになってるのに、見積通知書の指定期日とは違う、もう2者届いたから開けてますみたいなのがいっぱいあるんです。

ですから、私は大変申し訳ないけど、実態としては見積書は、いろんなほかの証言から言うと、見積書は期間以前に見積書を先にもらっている。それに合わせて後から見積り開封をあたかもしたように装っているとしか思えない証言も出ているんです。

今日は資料には出ていませんけれど、文書で質問した今休職中の清掃センターの内山センター長と事務の担当の柴田さんの回答書には、起案書の前に見積徴収期間という言葉が出ている。起案書の前です、起案日の日付の前。あの質問に関連しますけど、起案書の前の見積徴収期間に新たな故障の可能性が発生したから契約を分けたみたいなわけの分からない回答が返ってきてるんです。

だから、どうも全然手順が守られてないようにあるんですけど。とにかく、長くなつて恐縮です、見積書の開封の封筒も保管されてないとおかしいんですよね。それをちょっと説明してもらえますか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。当然、宗副委員長、御指摘のとおり、通常、指名競争入札ですと封筒の割印等したものを保存文書として取っております。各課の随意契約についても同様にそのようにすべきだと考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これは質問じゃなくて要望です。幾つかの疑問のある契約に関しては、その見積書の封筒が保存されているかどうかを資料要求して、保存されてなければ、そもそもそんなルールを守っていない見積りが行われていると判断すべきだと私は思います。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今の続きです。現状の話を椎野課長に聞いたんですけど、元

島前企画財政課長もお聞きします。その元島課長の前が椎野課長ということで、その2人が企画財政課に携わったというのは長いと思うんです。椎野課長にその前のことを見てもなかなか思い出せない部分もあると思うんですけど、数年前の話なんで、元島企画財政課長も今の開封作業の手順が、役場全体的に、下田課長補佐が言ったような、1人が開けて後から同じ部屋におつとったからいいみたいな感じの、後から見てもらえばいいという感じの作業をされていたという認識はありますか。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。私も先ほど椎野課長が言われたように、前、ほかの課のほうがそういうことをやっていたかというのは、ちょっと認識はございません。企画財政課長時代、もしくは総務課長時代については、各課のほうで、担当課でもしやる場合は、係長以上1名と担当者2名で開封を行っておりましたので、他の課が、今、副委員長がおつしやられたようなことをやっていたのかというのは、把握はしておりません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。手順のほうもお聞きしましたので、そういうような手順を、今宗議員からもありましたけど、ちゃんとした手順でやっていくということは、徹底していかないといけないのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひいたします。次に、検査手順です。検査のほうは基本的に、修理完了後とか工事完了後、現地に行って、そのものを見て、現場を見て確認をするという。ただ、現場に行ってみても、例えばカバーがかかっているとか、建物の中に入ってしまっていて、鉄筋とかそうですよね、中を見ようと思っても見れない。その場合は現地に行って確認をしながら、写真とか見積書とか設計書とかいろんなものを見ながら確認をして、検査をするという手順になっていると思うんです。現場も行かない、品物も見ない、写真だけ、書類だけを見て検査をするというのは、財務会計上問題はないですか。その点をお聞きします。椎野企画財政課長、お願ひします。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。御指摘の点ですが、現行の建設工事、物件等の（聴取不能）等の検査規定には、そこら辺の現地検査等の詳しい記述がないということでございますが、原則は現地検査であると認識しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 元島課長も同じ考え方でよろしいですかね。宗副委員長。

○副委員長（宗 裕君） 私の記憶が間違えていたらごめんなさいなんんですけど、財務規則の検査に関する規定の中に、原則現地で検査を行うというふうに書いてあったような記憶があるんですけど、どなたか財務規則そのものはお持ちですか。ですから、財務規則のほうが優先するでしょう。財務規則に検査の要項があって、そこには原則現地で現物を検査するというふうに読めると思ったんですが、私の記憶違いでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 私もその認識なんです。いろんな書類を見ても基本現地確認なんです。

ただ、原則というところになっていて、原則以外の、原則に当てはまらないのは何があるのかという部分でいくと、先ほど言ったように現地に行っても見ようがないものとか。例えば、車自体が今そこにいなくて、写真で確認するしかないとか、部品の交換等で中の部品が見えないとか、そういうような確認のしようがない場合があるというところでなっていたというふうに私も思っているんです。

その認識も、これは古市前産業課長のほうから、ほとんどはもう現地に行かなくて、写真、書類で検査をしていたということでした。どうしても見れないものであれば仕方ないんですけど、見れるようなものも業務多忙で、書類も多くてということで言われていたというふうに、先日と
いうか証人喚問の中ではそういうふうな説明だったと思います。

それで、検査員の方もおられます。検査員の代わりに金額が少額の場合は課長が検査員となって検査をするというふうになっていたと思うんです。その検査員の関係でいくと、その書類等をチェックをして、実際にその工事がちゃんと終わっているのか終わっていないのか、またその期間でちゃんとできているのか、できていないのかをするために検査をするんだろうと思うんです。

先般から問題になっているクローラ車の検査については、日にちに関しては到底考えられない日にちが記入されていて、我々も見てこれはあり得ないだろうということで調査をしていたところです。現実的に、先日の承認喚問で、エス・ティ・産業の繁永さん、下田課長補佐のほうから、日にちは違っていますということで、10月19日から工事というか修理をしていたということでした。12月2日までですか。ただ、現実的には、10月11日に既に修理が終わっていた。検査が11月15日で古市前産業課長が検査をしているということで、その段階でちゃんとした検査ができていなかったということは明白というか、今既に担当者も認めていますので。そういう状況があるんですけど。検査手順で、椎野課長、資料分かりました。もしよかつたらもう一度再度その説明をお願いいたします。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。すみません、財務規則のほうは私、現地というのがどこに書いてあるかというのが、申し訳ございません。4節、94ですね。そこを見ているんですけど。

○委員長（武道 修司君） 現地というか、現物とかなっていないですか。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 検査員は、契約書、仕様書、その他関連書類に基づき、かつ必要な折、当該契約の立会を求めて内容を検査し、契約の履行を完了確認しなければならないというところで、この辺のところは原則現地というような捉え方になると思いますけども。

○委員（5番 工藤 久司君） 立会ですから、現地現物に立会しないと、書類に立会しても仕方ないんです。

○企画財政課長（椎野　満博君）　そういうことですね。だから、原則現地というような回答をさせていただいたところでございます。

こちらにつきまして、工藤委員さんが言うようにできないところもあるのでというところで、国のようにそこら辺の基準を細かく規定されているようなものもあるようでございます。今、企画財政課の管財係のほうで、いろいろそこら辺の検査の規定等、ほかのところを調べまして、そこら辺のところを、先の議会で検討委員会というところは町内のところでございましたので、第1回の検討委員会を11月上旬ぐらいにやりまして、そこら辺の契約事務、財務規則等のところで、どういうふうにしたらいいかというところで、今、協議を進めているところでございます。

○委員長（武道　修司君）　ありがとうございます。検査にしても、これは最終的な部分なんです。工事を依頼をする、工事をする、工事が終わりました。この最終的なところの部分で、ここが手を抜くというか、ちゃんとできていたのかどうなのかという、検査ができるかできないかというのが一番大事な部分だろうと思うんです。

例えば、国でいくと、何年か先になって会計検査員という方が来られて、実際これはどうなっているかという検査もするぐらいの状況なので、この部分がただ単に終わったから確認というような感じの軽い考え方ではなくて、できればここら辺も行政全般として統一見解というか、流れはしっかりとしていかないといけないのかなという感覚はありますので。あまり四角四面に全て細かくというところまでは私たちも言うつもりはありません。ただ、ある程度の基準は設けてしっかりととするという部分が必要かと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、令和4年10月19日起案の、先ほどお話ししました有機液肥製造施設のクローラー圧力ポンプについてということで、先ほどもお話ししたように、令和4年10月11日に既に修理は完了していたという証言がありました。契約書、その他書類の日付が早く言えば合わない。契約書も10月11日に既に終わっているにもかかわらず、11月に契約書が取り交わされているということで、この部分だけでいくと、虚偽公文書偽造とか、有印私文書偽造とか、というふうな話になってくる可能性はあるんだろうと思うんです。実際、これで警察の方が逮捕するかどうかは別にして、基本的な考え方はそういうふうになると思うんです。

このような状況、これは1件だけではないんですけどね。例えば1つの例でお話をさせてもらっているんですが、こういうふうな場合、町としてどのような対応をするのかを、鍛治総務課長、教えていただいてよろしいですか。鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治　孝広君）　総務課、鍛治です。対応というのが、今ここではちょっと申し上げにくいんですが、一般的には事務処理等に、服務義務違反等の疑いがあれば、以前の議会でも答弁いたしましたが、当然懲戒処分の対象になり得る場合もございますので、そこは町外審査委員会等で調査をしていくと。その後、対応していくことになろうかと思います。

○委員長（武道 修司君） 百条委員会は最終的なまとめはできていませんが、この部分は重大な部分の1つだろうと思っています。当初は、起案書通り間違いありませんということをずっと言っていたにもかかわらず、先日の証人喚問では業者、担当者が日付は違うということで言われたということで。そのままでいけば本来なら偽証罪という形にもなり得る可能性のあったような重大な案件になっていますので、最終報告にはその部分もしっかりと書かせていただこうと思いますので、最終報告を見た上で、行政、町としてもその対応をしっかりと対応していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、令和5年の。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日の議論というか話し合いの進め方ですけれども、今日は説明員ということで、証人喚問みたいなしゃちはこぼったやつじゃなくて、ある意味、ばくばらんにお互い本音を出して真摯な意見交換をしたい。と言っても、議員と調査対象の課長ですから、そうはならないのは私もわかっているんですけど、できればなごやかにざくばらんにやりたいんです。

いつもは委員長の代表質問の後に、我々がその他で続けてやっていますけど、今回は項目ごとに議論を。

○委員長（武道 修司君） 全然いいですよ。

○副委員長（宗 裕君） そこであえて発言しても、今の（聴取不能）の件。今回いろいろ大きな問題が出てきたんですけど、1つ大きな問題は、先に工事が終わって書類を後から作っているのが1件、2件ではない、また1つの課でもない、1つの担当者でもない。複数の担当者、複数の部署で、しかも具体的に証言が出たのは清掃センターで14件ありましたとか。大変申し訳ないけれども、具体的な数は出てないけど、液肥センターでもいつも緊急だからそうやっています。先に工事をやって後から書類を作っているという大問題。これが常態化している。複数の課でいつもやっているという問題が発覚したことなんです。これは地方自治法でも契約は書面でやることが前提ですから、そもそも法令違反のむちやくちやな契約事務処理で、これで業者選定や価格が公正公平であるなんて言えるはずもないという事態なんです。

それで私が問題にしたいのは、これを役場全体の事務を総括する立場、契約をチェックする立場の今日いらしてもらった3課長が知らなかつたはずはないと思っているんです。少なくともここまでの大規模であれば、薄々知っていた、あるいは具体的に知っていたはずだと思うんですけど。本当に書類だけ見ると完璧ですから。知らなかつたんですか。本当に知らなかつたなら、私は本当に知らなかつたと言い切れると思うんです。知っていたと言つてくれとは私も言いませんけど、本当に知らなかつたと言い切れるんだつたら、ちょっと発言してください。それを前提に議論しないと本音の議論ができない。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。その件がどの件かということはちょっとはっきり覚えていませんけども、やはり事務処理の遅れというのはあったというところは何件かは聞いております。本来なら先に事務をしておかなければいけないのを、いろいろ本人の事務処理能力、あとはいろんな、ちょっと言葉が出ませんけど、倫理観の欠如とか、そういう感じで遅れていると。そういうところは何件かはあったというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 椎野課長の率直な意見、ありがとうございます。だって、以前にも、百条委員会で取り上げた大規模かつ組織的なこんな事態が発覚する以前からも、何人かの職員が事務処理を遅れているを怠っていて、後から補助金の申請書、処理を偽造して、（聴取不能）を辞められた方もいるし。私も見聞きしているのは、先にもう原材料支給だったか、先にもう全部、実際の内容は終わっているのに書類が全然できていなくて、業者が支払いを受けられなくて、後からやむなく書類を作って、その方はたしか懲戒処分を受けたと思いますから。ここまで大規模かつ、いつもやっているというのは初めて発覚したんですけど、今までちょこちょこあったんです。ですから、こういうことが1つもなかったと言える人は誰もいないはずで。逆に言うと、悪いけど、今まででは氷山の一角で、ばれたやつだけ表に出していく、ばれていないのがいっぱいあるというのは、3人とも分かっていたということですね。ちょっとターゲットにして悪いんだけど、例えば鍛治課長は産業課にいたじゃないですか、産業課長だったじゃないですか。鍛治課長のときは、液肥センターはこんなことはなかったんですか。

○委員長（武道 修司君） 鍛治課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治です。産業課に在籍していたときに、なかったということは言えないと思います。確かに事務の遅れというのはあったように記憶をしております。ただ、事務の遅れがどの程度業者とか影響を及ぼすかとか、そういうところも踏まえて対応していたような気がいたします。当然、どうしても施設なので緊急対応、これは絶対に出てきますので、そのところは事務処理が後からになるとか、そういうのはあったようには記憶はしております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正直に答えてくれたので、私もこれ以上この件は追及してもしょうがないので、追及しません。

ただ、今、緊急対応という言葉があったんです。それで、事務の遅れや後から書類を作ることを緊急を言い訳にしている例がほとんどなんです。ただ、一般質問だったか、椎野課長が緊急と

は何ですかというふうに、私が聞いたのか誰が聞いたのか忘れましたけれど、原則災害等の本当にやむを得ない場合だけですというような答弁があったので、それを記憶しているんですけど。今日配付を受けた5月1日付の事務連絡では、最初の冒頭資料1の2番、1者随意契約についてというところに、1者随意する場合に緊急の場合が挙げられていて、そこには災害等緊急を要するもので真にやむを得ない場合って明確に赤字で書いてあるんです。ですから、これ議会の答弁の通りじゃないですか。災害だったら誰も先に対応したり、後から書類を作っても誰も文句を言わないんです。だから、今回は皆さん3人とも書類を決裁しているはずですが、1者随意で緊急で理由で、それも災害レベルの緊急だったら年に数件しかないはずなのに、日常的に緊急緊急緊急で1者随意を皆さん3人とも決裁しているわけで、それをおかしいと思わないっていうのはあり得ないでしょう。私はつい追及口調になってしまいますが。そこはもう組織全体で不適切であったっていうのを認めて、反省の言葉を言ってもらうことから始めないと、何にも始まらないと思うんですけど。ここで言うべきことじゃないかもしれませんけど、議会での町長、副町長の答弁を見ると、反省のひとかけらもない、これでいいんだと。もしも最終的に悪ければそのとき考えるみたいな感じなんんですけど、ちょっと3人とも町長と同じお気持ちなのかどうかだけは聞いておきたいです。

○委員長（武道 修司君） なかなか言いにくいところでしょうけど。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。確かに町長、どう言えばいいんですかね。町長の答弁についてはちょっとあちゃーと思う、これ議事録載りますけど、あちゃーと思うところも幾つかあり、それがどれかというのは、思い出す範囲でもちょっと分かりませんけども。緊急工事、災害というところでございます。その取扱いについては、緊急工事というところは本当にやむを得ないというところは、今7年の5月1日の通知でも書いておりますが、さらに踏み込んだところで緊急工事等の際の取扱い要領です。本当に下水道管が破裂しても緊急にしなければいけないとか、そういう細かいところのやつをするような感じで、緊急工事が、事案が発生した場合のマニュアルフロー等を作成しているところでございます。それにつきまして、本当に土日で発生した場合は、先に業者選定を課の責任においてやりまして、契約書については民法的に工事の訴求適用が可能であるというような弁護士との協議もちょっとございましたので、そこら辺のところで、日付は契約した日の日付を入れて、工事をした期間はいついつだというところで、その分の金額を訴求するような、今マニュアルフローを準備して、決定次第、実施に向けて今進めているところでございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ほかの2人のお気持ちも聞きたかったけど、言いにくいし聞くまでもないと思っているので。

ただ、今の椎野さんの発言は、悪いけど問題にします。緊急対応のマニュアルがなかったからこんなことが起きたのではないんです。厳格な緊急対応のマニュアルができたら逆でしょう。こんなことできませんよ。今緊急で1者随意している大部分は緊急に当たりませんから。ですから、それ、椎野さん悪いけど町長と同じです。論点をずらして問題をすり替えている。本当に緊急だったらマニュアルなくても、こういう処理をやっていても、我々は何の問題にしません。だから、私は緊急のマニュアルは個人的にはいらないと思っているんです。緊急だもん。誰も文句を言いません。だから、問題は、緊急でもないのを緊急で1者随意にして、それを複数の人間、財政も会計管理者も町長も複数の人間がチェックしているのに誰もおかしいと思わなかつた。いや、違いますよね。おかしいと思っているのにおかしいことがずっとまかり通っていたことが問題だと思っているんです。だから、椎野さん今の説明はまずいでしょう。緊急なやつのマニュアルがなかったからおかしくなったんじゃなくて、緊急じゃないのを緊急にしているから、今の話とは全然関係ない話じゃないですか。

逆に聞きます。本当ここ3年間ぐらいで、本当にやむを得なくて台風とかの緊急で対応して、後から契約、対応してもらった現場で契約してもらった事例もあるんですよね。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課の椎野でございます。話し方のあれなんですかね。緊急というのが災害に匹敵するような事故とかいうのもありますので、そこら辺のところで一応本当に限定したようなマニュアルを作るというところでございます。

過去にあったかどうか。災害復旧という面では、過去3年間で言えばちょっと分かりませんけれども、台風で葦がいっぱい道路にあふれて……

○委員長（武道 修司君） それを撤去したとかね。

○企画財政課長（椎野 満博君） そういうのはあると思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私がなぜそれを聞いたかというのは、本当の緊急の場合は一体どんな事務処理をしているんだろうっていうのを、今回の調査の参考のためにはそれも見せてもらう必要があると思っているんです。ですから、これは後で、委員会で話し合うべきことですけど、今の担当課長の説明ではあったっていうから、緊急の場合のどうやってるのか、それぜひ見せてもらいましょうよ。本当の緊急の場合の事務処理と、こういうインチキの緊急の事務処理がどう違うのか、私見てみたいんです。本当の緊急だったら、緊急で即業者に対応してもらわなきゃいけなかった。だから後から書類作ったって書いてあると思うし、書類の契約日も実際に行った後に作っているはずだと思うので、そのときに実際どうしてるので、ぜひ見てみたいと思うので、委員会で協議してお願いしたいと思いますので。ちょっと探すの大変でしょうけど、ぜひよろし

くご協力をお願ひいたします。

○委員長（武道 修司君） 今の件につきましては、後ほど委員会で協議したいと思います。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません。ずっと百条委員会が開かれてから、いろんな説明員の方や証人喚問の中で、先ほどから宗副委員長が言われている緊急の内容なんですけれども、例えば、令和4年の上下水道課で、3つのポンプの中の1個のポンプをやりかえるときに、ポンプの修理なので緊急でしょう、壊れたんですね。ポンプの修理をしたときに、次同じぐらいのポンプばかりなので、経年劣化のおそれがあるため、また1者見積りで緊急を要してやっているのも、それ緊急と言われているんですけども、3年経った今もまだ使われてないんですね、そのポンプは。内容を聞くと、いつポンプが入るか分からない、半年先に入るか、1年かかるかもしれないとかいう理由は言われていましたが、そもそも壊れたときに修理がすぐできているポンプを、何週間か後に、だったと思います。またストックポンプとして、1者で緊急的にするという、こういう事案は、答えを誰も言われていないので、なかなか言えないかも知れませんけれども、こういう事案も本当に緊急なんですか。もし壊れたらいけないためのポンプが、納入されるのが半年かかるかもしれないで、緊急的にストックポンプとして、1者見積りをとって、それを購入したというこの緊急を緊急に値するのか、分かる方述べてもらっていいですか。その答えはもらってないです、いろいろ調べているんですけど。お願いします。

○委員長（武道 修司君） 元島課長、今の話、分かります。

ちょっと説明しましょう。北部の浄化センターで流入ポンプ、排気やその下水が来たときに最初に入れるポンプなんんですけど、ポンプが3台あります。1つ目が壊れたら2つ目、いっぱいになつたら2つ目、そこがいっぱいになつたら3つ目というふうにいくみたいなんですけど、最初の、一番最初の部分が一番古いに使うということで故障した。で、ポンプが駄目になった。ただそれは2台目、3台目動くんで、すぐにオーバーして壊れてしまうということではないみたいですね。

その1台目の部分のポンプを緊急で1者見積り、1者随契で契約して、ポンプを交換した。ただ1つ目が壊れたんで、2つ目も壊れるかもしれない。2つ目を購入するのに、緊急で購入してあるんですね、壊れてもない。壊れるかもしれない。もしかしたらもうポンプが購入できないかも知れないというて2台目も購入してあるんです。それが今、現時点、3年経ってまだ放置の状態。既にまだその3年経った今もそのポンプは新品の状態でそこに置いている。我々もそのポンプはどういうものかというふうに調べたら、インターネットで、ヤフーでも売ってるような品物でした。今でも売っています。価格も当時とほとんど変わりがないです。今、物価が上がってきましたけど、その物価が上がったにも関わらず金額はほとんど変わっていないというか、ネットで買う

んでもっと安いですけどね。けど、そういうような状況で、それを2台目のポンプ、3年間放置してあるポンプは、緊急と言えるのかどうなのかという、そういうような購入の仕方を緊急で購入するというのがいいのかどうなのかというのを、ちょっと今、我々もどうなのかという部分があるので、そういうのを緊急に値するのかどうなのかを教えていただければなということなんです。

当時、元島課長、担当になって、企画財政課長なんで、元島課長、分かれば教えてください。
元島企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。今の御説明を受ければ、緊急かと言われれば、ちょっと在庫を抱えるということであれば、ちょっと緊急ではないのかなというふうに思います。ただ、多分、令和4年度なので、私が契約関係の起案をする際に決裁はしていると思うんですけども、1個目が壊れて1個目の修繕するために予備買いましたよと。そこが上下水道課の中の文章の中で、2個目も経年劣化で壊れる恐れがあって、いつ壊れるか分からぬから予備の、壊れるときに、今、武道委員長が言われたように、すぐにネット等で発注ができるようなポンプというふうに書かれてたら、多分、印鑑はついてないと思うんですけども、発注してから何か月以上という形を、というふうに文章を書かれてたら、やっぱり印鑑はついていたと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） だから、その部分もしっかりと改善しないと、これからも続くんじゃないかなという、あくまでもこれ一例で言わせてもらったんですけども、理由書、例えば元島課長がそのときに見たら、多分その答えで本当に合っていると思います。

ただ、何のための、その起案の中の理由書なのかなと、言わばかいつまんで見ると、そう取れなくもないんですよ。それとなく触れてるんで、何ですかね、やっぱり今、椎野課長も言われてますけど、やっぱり見直しのマニュアルを、すごいもう厳格なものにして、もうガチガチにしてしまえと、もう僕は思ってないんですけども、やっぱり聞かれたことに対して説明ができるような、起案書の理由の内容にしておかないと、やっぱり説明が、納得いく説明がそこで理解できるような内容にすればいいだけなのかなとは思うんですけども、その辺は今後の改善の内容にあるんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。吉元議員、おっしゃるところで、どこが該当するかちょっと今パッと思いつかないんですけど、緊急という言葉は安易に使っているというところで、今後ちょっと安易に使わないと。マニュアル的には、本当に緊急しか、もう緊急しかしませんよというような感じになってまして、緊急がなかった場合は通常の業務手

続を行ってくださいよというようなマニュアルにしてます。そういうところで言えば本当の緊急、しかも緊急ということは使ってはいけないよというような趣旨の思いでマニュアルを作っているところでございます。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 例えますけれども、下田課長補佐は、機械が止まれば全て緊急というふうにここでも述べられましたが、要は緊急をうたうなとは僕は思ってなくて、現場サイトで緊急と思うような内容をしっかりと明確に記入して、そこを判断できるようにする書類にすれば、すごい分かりやすいというか、判断もしやすい、書類回すときもしやすいんじゃないかなと思っているだけなので、本当少し付け加え、要は緊急の内容を書く欄があっても、別に添付できるような内容についてもいいんじゃないかなとは思うんですけど、そういう、何と言うんですかね、のはする必要はないですかね。僕はあったほうが分かりやすいとは思うんですけども。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。そういう意味で、緊急であってもほかに代替措置というか、代替措置があれば通常の契約をしてもらうというようなところで、そこら辺の本当に緊急な理由、ちょっとすみません、資料がいったか。今、マニュアル作成案を作つておるんですけど、そこら辺のところは厳しく書いてもらうようにはしております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 吉元委員には悪いんですけど、論点がずれてる。もう緊急のマニュアルに関しては、この5月1日付で十分じゃないですか。災害等の本当の緊急のときだけは緊急なんです。し尿処理場、下水処理場、清掃センターで、モーターとか設備が壊れたやつは全て緊急ではありません。だったら、ほかの市町のそういう施設で、施設が1個壊れたら全部緊急になるんですか。そもそも緊急にならないように設計してるんですよ。RDFに関しては特殊だから、ちょっとほかのところの比較にはならないでしょうけど、下水処理場なんてポンプとかは全部予備のポンプとかがあって、1台止まつても大丈夫なように設計されてて、年次点検をして、適切に維持管理して、簡単に止まらないように維持管理をしとくべきものであって、どこかが壊れたら緊急だったら、よその町も全部緊急でやってるはずじゃないですか。ありませんよ。

だから、今回の問題は、日頃の施設の維持管理が、まともに動くような維持管理ができないから、ギリギリ動かして施設を1か所壊れたら、おおっとってなってインチキやってるんですよ。ですから論点ずれてるでしょ。そもそもそういう施設で、災害もないのに緊急工事が発生するのがおかしいんです。それを安易に緊急工事で、先に工事やって、1者随意で、後から処理を作れば間に合うようなことを組織全体で許しては、まともに施設を動かそうという気持ちも起きないし、そこが問題でしょ。全て緊急ではない。そういう認識なんんですけど、いかがですか。

ですから、この予備のポンプをしばらく使ってないから緊急ではないんじゃなくて、そもそもあり得ないでしょ、緊急工事は。そこはちょっと明確に答えてくださいよ。今回の問題は、施設の維持管理ができないのを、全部、緊急でごまかしてるっていうのが、私、問題の本質だと思ってますから。ほとんど緊急に該当するようなものはないでしょ。この5月1日のマニュアルによれば、1者随意の場合は厳格な基準、説明責任が必要で、その会社は1者しかない。災害等の緊急、それぐらいしかないんですよ。でも災害レベルの緊急ではない。その1者しかないっていうのも、ほとんど崩れてるじゃないですか。今、別の業者に発注してるし、ネットでも買えるし。ですから、もうめちゃくちゃな契約をやってた。それを組織全体で通してたっていうところが原点だと思うんですけど、それは認めてくださいよ。そうしないと、椎野さんがやっぱり気持ちとして分かるんです。緊急のマニュアルを作ってるとか。違うでしょ、そもそも全部緊急じゃないんだもん。

○委員長（武道 修司君） ちょっと宗委員、今日、詰める場所じゃないんで。

○副委員長（宗 裕君） いや、だけど、ちょっと説明ください。

○委員長（武道 修司君） 今、言ってるのは、1回目のポンプは、もう流入ポンプなんで……。

○副委員長（宗 裕君） 緊急じゃない。

○委員長（武道 修司君） いや、だから流入ポンプがあるんで、百歩譲ってそれが緊急だったとしても、2台目の保管をしてる、予備で買うっていうのは、これは緊急じゃあ当然ないですよね。そこは緊急ではなかったというところの認識をやっぱり持っていただきたいといけないんだというところが主な理由なんんですけどね、今の話の。そこら辺をどういうふうな認識があるのかというところを、再度お聞きします。

予備で買うものは緊急じゃないですよね。予備を緊急というふうに認識があるのであれば、そこは変えていただきたいといけないのかなというふうに思いますけど、そこら辺のところの、2台目のポンプの話ですね。認識をお願いしたいというふうに思います。

○委員（13番 吉元 健人君） 付け加えとしていいですか。その件はいろんな人に聞いたんですけど、皆さん、緊急のままです、認識は。僕は、そこがまずいって言ってるんですよね。だって、最終的な課長たちの検査印もあるわけで、認める印鑑があるわけじゃないですか。そのところの認識も緊急として見なされるなら困ったもんだなと思っているので、通ってるんですよね。よろしくお願ひします。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。もうおっしゃるとおり、本当、緊急というのは安易に使っているというところはもう率直に思います。だけど、ポンプの件については、緊急かどうかというところであれば、そういう調査の内容を聞く限りでは緊急ではない

なというような感じはいたします。それを排除するというところは、そのマニュアルだけでは足りませんので、職員のもう研修というか、契約に関する認識と、あと緊急のマニュアルについては、本当に代替措置がなくて運転上、支障が出るというところの処理の仕方を今、規定しておりますので、そこら辺の今、御指摘のところにはちょっと不足するかと思いますが、宗委員おっしゃるとおり、そこら辺のところは、随意契約の手続において緊急というところを、再度職員が認識を、統一的な認識でいければ防げるというか、意識改革というか、そういうところが必要だと感じております。以上です。答えになってますかね。

○委員長（武道 修司君） とにかくグレーの部分もあるんだろうと思うんです、現実的にはですね。ただ、グレーの部分に関して私が指摘をするというよりも、完全にこれは緊急じゃないよね、予備で3年間も放置するものは、入札すればいい話やし、場合によっては2者見積りすればいい話やし、1者随意契約にした緊急の理由がどうだったのかという部分があるので、そこは今後、しっかり検討しながら対応していただきたいと思います。

時間の関係がありますので、次に行きます。

令和5年の4月4日起案で、これRDF施設のクレーンの操作レバーの取替え工事です。実際、これも後から処理をしているということが分かっている案件なんですが、この案件で一番ちょっと私が引っかかっているというか、この会の中でもこれはというところでなっているのが、令和5年3月25日に1日で修理が終わっている。令和5年4月4日が起案、令和5年の3月25日が修理が実際、終わっている。これは年度を超えた処理なんです。この年度を超えた処理というのは、以前、先ほど宗議員がちらっとお話ししましたけど、補助金絡みの分でいくと大変な問題になるわけですね。これは補助金関係ない部分であるんだろうと思うんですけど、こういうのは年度超えてそういうふうな処理をしていくというのは今でもあるんですか。それともこれはまれなケースというか、こういうのは基本的にあっちゃいけないということでちょっと思っているんですけど、事務処理が遅れてという部分はあったんだろうというふうに今さっきもあったので、それはそれでもう処理をちゃんとしないといけないという話になると思うんですけど、この年度変わりのこの問題はどういうふうな対応ができるのかなというのは、私ども分からないので、そういうふうないい意見があれば、今、方向を考えているのであれば教えていただきたいなというふうに思います。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。御指摘の工期の関係でございますけれども、こちらについては、企画財政課の指導であれば年度内の工期の部分は、余裕を持った工期を持って工期を臨むというところで、早めの設計と工期の開始というところの指導というところになろうかと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） いや、すみません。質問が悪かったです。3月25日というのが、実際的にはこれ1月にもう部品発注してあるんですね、業者の方に。年次点検で問題があったということで早く修理しないといけないと言って、1月にもう部品を注文して、3月の段階で依頼をして、3月25日に部品の交換をやったそうです。ただ、これが処理をしたのが起案、一番最初の、変えていいですかという起案を上げたのが4月4日なんですよ。年度がまたがっているんですね。1月の段階で、部品の発注をした段階で、本来なら起案を挙げて、こういうような部品を発注して、工事をして、年度内に修理をしたいということが本当の規案でしょうけど、1月に部品を頼んで発注をしたのが3月の20日、実際修理したのが3月25日で、4月の4日に起案が上がっている、そこから修理しますという話になっているので、こういうふうなやり方が、年度越えというところの処理が、私たちは問題じゃないかなという。だから特に年度変わりというところの対応は、どのように考えているのかが分かれば教えていただきたいなというふうなところです。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。役所の予算については、単年度周期になっておりますので、今言われた令和4年の3月であれば、令和3年度の予算執行に。

○委員長（武道 修司君） 令和5年ですね。

○前企画財政課長（元島 信一君） 令和4年度の予算執行になると思うので、それかを令和5年度に執行するということは、そこはもう不適切な処理だと思います。今、武道委員長がおっしゃられたように、もし1月にもう部品を発注しているということであれば、その段階で修理をしたいという起案を挙げて、工期を2か月程度とて、終わった後に完了検査をするというのが正しい処理ではなかろうかなと思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 今、もう担当が休んでいるので、ここがなぜこういうふうな事務処理をしたのかというのが、ちょっと理解、私たちもできなくて、本来ならこの部分をお聞きしたいなという部分があったんですが、今聞けていない状態なので、とにかくその書類だけでいくと。年度が越えているというところは、今の企画財政課とか、その担当部署のほうで、やはり把握しとっていただきたいな、どういうふうに思っています。総務課長もそうです。こういうような事務処理があったということは、把握しとっていただきたいというふうに思います。

次に、RDF施設の関係です。令和6年10月21日起案。追加工事が令和6年の同じ年の11月18日に起案で追加工事が出ています。RDF施設の破袋機の刃替え工事というところです。言葉で言うと、ちょっと分かりにくいと思いましたので、今日、別に皆さんに資料をお配りしていると思います。一覧表で表にまとめています。令和6年の10月21日起案です。これは書類上の内容と書いています、左側がですね。令和6年10月24日に見積書の依頼をかけてい

ます。業者に、2者です。実際工事が始まったのが10月26日、その2日後です。その2日後に見積書の提出があつて開封作業が行われている。その2日後に工事の完了がもう既に終わっています。10月30日に見積書の提出の結果、ここで同じ日、工事が完了した同じ日に工事の見積り結果が出て、2者の方に、片一方は今回は見送らさせていただきます。片一方のほうには今回お願ひしますという結果を、通知をしています。結果で、見積書でこの仕事を依頼した業者のほうが元請け、もう1者の今回残念ながらというふうにした方が下請け。この2者は協力会社というふうな形で、協定書も結んでいる協力会社ということで、これはエス・ティ・産業の繁永氏からもお聞きして、担当者も知っていたと思いますという話でした。

その後、11月1日に工事請負契約書の作成、132万円。変更契約が11月18日に追加で起案。11月26日に変更要求書、12月2日に工事請負契約書の作成。143万円の追加工事で合計275万円の工事になっています。完成届が12月13日で、12月16日が検査日という流れです。

これ一覧表にしてみました。言葉で言うとなかなか難しくて、分かりにくいかというふうに思ったんで、これからいくと、契約書を取り交わす前、追加工事の契約書を取り交わす前に、既に工事が全て終わっていた。これを担当の内山課長補佐にお聞きしたときには、実際、工事が始まつたらベアリング等が悪かった。そこでベアリング等をえないといけないので追加工事が出来たということのお話はありました。だから実際、工事は破袋の刃を交換する工事をしていたけど、ベアリングが悪くなつて追加が出てきたという流れだろうと思うんです。その話は分かるんですけどね。ただ書類と全然かみ合わないんですよ。

これをもう少しお聞きしたいなというところもあったんですけど、最終的にまだお聞きできないうことになっているので。この書類。なぜ私たちがこの26日工事開始で30日が工事完了ということが分かったかというと、作業日報です。作業日報で、これはしっかりと書かれています。その前日まではRDF施設が稼働している。なおかつその翌日からも、工事完了の翌日からも稼働しています。ということは、修理はその間でしかやっていない。これ土日が入っているんですけどね。土日を含めて、計画的にその土日を利用してされたんだなというふうに思います。あまり業務に支障がないやり方でということだったんだろうと思うんです。この今、書類を見て、これも3人の方にお聞きしたいんです。こういうふうな事務処理はいいんですか、悪いんですか、率直に。椎野課長からちょっとお聞きしていいですか。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野　満博君）　企画財政課、椎野でございます。これはちょっと考えられないですね。

○委員長（武道　修司君）　元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島　信一君）　総務課、元島でございます。令和6年度なので私が決裁をし

ていると思います。左側の文だけを見れば、何も問題なく処理をされていると思うんですけども、百条委員会の中で作業日誌等を確認して、右の10月の30日という日付が出ておりますので、これはもう不適切な事務だと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治です。もう言うまでもございません。不適切な事務処理だというふうに思っております。

○委員長（武道 修司君） 今、あえてちょっとすみません、確認させてもらいました。

これ何が問題かというと、工事が終わった後に契約をしたという、これ案外とあるんです、ほかにも。実際、RDF施設というか、清掃センターのほうからは、14件こういうような処理をしてましたということが上がってきているんです。一番これ問題なのが、この追加工事なんですよ。追加工事が出て、275万円というと、そもそもこれ入札をしないといけない案件だったんじゃないかなという。年次点検の段階でどこまで分かっていたのかとか、いろんな問題が、疑義が出てきます。年次点検の段階で、もしかしたらこれベアリングが壊れていたとか、分かっていたんじゃないとか。だから、ちょっと処理的に、これかなり問題のあることかなと。

なおかつ、先ほどもちょっとお話ししたように、日付がもうめちゃくちゃです。というと、これ犯罪になるか、ならないかは別として、公文書偽造とか、業者の方の日付もというか、業者の方が出している書類ですから、契約書もそうですから、有印私文書偽造も含めて可能性が出てくる案件だろうと思うので、この部分も先ほどからあるような、いろんな問題のある事務処理というところも踏まえて、今後に生かせていただける対応を検討していただきたいというふうに思います。

なおかつ、再報告書を提出した後、総務課のほうではその対応、どういうふうにするかというのは、ちょっと検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

皆さんのはうから、この破袋機ありますか。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） この工事は、もう僕、ずっと一人で聞いてきた内容なんですけれども、そもそも工事開始の日にちが10月26日で、見積り、要はやる工事をやるところがもう決まっているんですよ、そもそも。部材等がないとできないので、工事は。5日間かけて大工事をやっているんですけども、先ほど委員長が触ってくれた、そもそも275万円の工事を5日間でもうしているんですよ。工事中に見つかっているなら、発注業務やら何やらかんやらは必要だと思います。ただ、工事期間中に見つけたといって、契約変更しているんですよね。プラスの契約が入っているんですよ。でも、内容的に不可能なんですよね。日誌、日報を見ても、そ

のときしか工事をやっていないんですよ、5日間。5日間で工事は終わっているんですよ。なので、10月26日の工事開始日の前に、全ての部材、材料、全てのものがそろっていないと工事できないんですよね。土曜日が26日だったと思います。金曜日までに全てのものがそろっていたはずなので、これはもう本当に偽装だと思います。

というところまで、要は書類で全部出ているので、今、契約がおかしいというだけじゃなく、これは本当に事件性があると思うので、しっかり調査していただきたいというのが本音です。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 回答はいいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私からもあえて言います。これはもう事件だって断定してもいいと思っているんです。先に工事をやって、しかも2者見積り。幾つかあるんですけどね。先に工事をやって1者見積りだったら、緊急でそこしかないから、契約する前に先にそこに頼んで書類を後から作ったって言い訳はぎりぎり成り立つ。あと、先に工事をやって2者見積りでも、見積りだけ2者に先取ったと。安いほうに依頼して、起案等の書類を後から作ったって言い訳もぎりぎり成り立つかもしれません。

ただ、これに関しては、先に工事が終わって2者見積りしてるんですが、なおかつ分割発注をしているから。分割発注の理由については入札回避だったのかもしれませんけど、分割発注をしてるから、先に工事が終わって2者に見積り書を依頼するときに、先に工事が終わってるけど、全額の見積りじやまずいよと。先に部分的な見積書を出してくれって依頼しない限りは絶対にできないんです。

ですから、工事が終わった後で、役場の誰かがその2者に見積りの内容を明らかに指示しないと、こういう事務処理は絶対にできないんです。これは、官製談合防止法に明らかに違反します。言い訳のしようがないと思うんです。ですから、これは明確な法令違反の見積書の指示、打ち合わせを事前に役場と業者がやらない限りは、絶対にこんな事務処理は私はできないと思ってるんですけど、だから自信を持って断言していいと思ってるんですけど、宗さん、それは無理ですって。こういう可能性があります。こういうふうに考えればそれには当たらないっていうのをぜひ教えてほしいと思ってるんですよ。知恵を絞って教えてください。

いや、つまり、私の決めつけのこの発言がちょっと無理があると。こういうことだったんではないかっていう可能性をちょっとでもあれば、私も犯罪を断定したくないんで。

○委員長（武道 修司君） 何かありますか。

○副委員長（宗 裕君） これ役場の担当者が業者と見積り内容を事前に話し合わない限りは絶対にこんなことはできないじゃないですか。だから、ほかのはぎりぎりまだ言い訳の余地があるんですよ。見積りだけは先に取ってて、安いほうでお願いした。

○委員長（武道 修司君） 今すぐここですぐ答えようって言ってもなかなか難しい部分もあると 思いますんで、再度これ検証していただいて、いや、これは何で今、こういうのは犯罪的なとい うふうな、官製談合じゃないかというふうな話があったけど、いやこれはこういうふうな理由は 考えられるよとか、これはこういうような理由があるからそれにはちょっと該当しないかなとい うものがあれば、後日でも構いません。教えていただければ我々も最終報告書に参考にしたいな というふうに思いますんで、よろしくお願ひをいたします。宗委員。もしあれやつたら1回休憩を。

○副委員長（宗 裕君） これだけ言わせてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ、私も、担当者であるセンター長と、事務担当者の方、休職中の2名の方を証人で呼ぶのは相当遠慮してるんですけど、犯罪の認定をするんだったら、私はや っぱり証人で呼ぶべきではないかと思ってるんですが、そこは我々とは違う立場で、課長さんたちも調査すべきでしょうから、休職中の方にこれに関しては調査してほしいんです。できれば、 こういう結果だったって教えてもらえば私たちが証人喚問する必要はなくなる。時間的に証人 嘲問は難しいんですけどね。ぜひよろしくお願ひいたします。これに関しては重点的かつ厳密な 調査を。何か月かかるてもいいです。

○委員長（武道 修司君） すいません。あとちょっと3項目あるんです。時間が1時間ちょっと 過ぎましたので、一旦トイレ休憩をさせていただいて、再開を11時25分から再開をさせてく ださい。一旦休憩といたします。お疲れさまです。あと3項目ちょっとあります。

午前11時16分休憩

午前11時24分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

すいません、あと3項目あります。それで最後まとめで、皆さんのはうからまた意見が出るか と思いますが、なるべくお昼ぐらいまでには終わりたいと思いますので、御協力のほどよろしく お願ひいたします。

次に、分割発注の件です。これ資料は全部配っていますかね。全員に配ってるよね。分割発注 の件です。資料で支出負担行為の命令書の2通、21番、23番と書いた分です。これは令和 5年2月22日起案でフロアの張り替え工事。もう1つが令和5年の2月28日起案の畳撤去。 その起案と同時に同日の請求書添付。請求書が来たんで一緒に起案をして手続きしたこと だろうと思うんです。この2件とも同一業者です。このパターン、フロアの工事と畳の撤去のこ のパターンは、ほぼ同じようなパターンです。何件もあります。これ1件だけじゃありません。

ほかの業者でもあるものみたいです。これなぜこのものを出しているかというのは、分割発注の可能性がかなり強いなという案件です。分割発注の問題については、全国でもいろいろな場所で分割発注が問題になり、懲戒処分を職員が受けたりとかいろんなことが起きています。多分総務課長のほうも全国のいろいろな事例を調べていると思いますが、担当のほうにお聞きしたら、科目、廃科、手数料と修理費というか、工事修理の関係で科目が違うからいいと思っていました。部屋が違うならいいと思っていましたという案件が多いんです。そういうふうに担当も言われていました。この日付のところを見ていただいて分かるように、2月22日、資料も写真もつけていますんで見ていただければ分かると思いますけど、2月22日にフロアの張り替え工事、28日が畳の撤去。これ全部そうなんですよ、畳の撤去が後なんです。でも通常考えたら、畳を剥いで畳の撤去をしないとフロアの張り替えができないんですよね。業者が一緒。これ分割発注以外の何物でもないなという、あり得ない処理をしていて、言い訳がこれでできるのかなという案件なんですね。これ分割発注ではないという理由が何かありますか。担当に聞いたら科目が違うからいいと思っていましたということなんですね。これは1つの部屋の改築というふうになると思うんですけど、元島前企画財政課長、どう思われますか。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

部屋版が違う場合はちょっと除いて、1戸全部をするという形で考えていた場合を別々に分ければ分割発注なのかなという気がしますけども、この一丁畳のDの103号のやつで言えば、科目が違っても1つの部屋で1つの処理をしようという形であれば、分割発注と疑われても仕がないのかなというふうに思っています。ただここは担当に聞かないと分からんですけども、フローリングにして畳を全部最初からのけるつもりであれば、多分分割発注だと思います。ただ一応フローリングをして、まだ苦しい見解になるかもしれませんけども、畳がまだ使って戻そうとしたけど、やっぱ畳戻せないよねということで、後でもしこの書類上で言えば、という形で処理をしたのであれば分割発注ではないのかなという気はしますけど、一連のこの流れから言えば、武道委員長が言わされたように、フローリングをする前には畳をのけないとフローリングの作業ができなくなりますんで、畳の撤去という形の部分で言えば一連の流れになると思います。処理の分に関しては、また戻そうと思ったけど戻さなくて処理をしたよというんであれば、それはまた別物というふうに考えられることもないとは思うんですけども、この一連の流れを見れば分割発注なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。総務課長、これよく聞いておいていただきたいです。やっぱりこれ分割発注なんですよ。どう考えても、畳、何でこんな処理したのかというのが私も本当に疑問なんんですけど、畳の処理を後にしてるという。これ私もずっといろんな資

料を見たら、令和4年、5年、6年の資料なんんですけど、ずっと見ると、多分その前じゃないかなと思うんですけど、こういう処理をずっとやっているんだろうと思うんです。だから一番最初のスタートがその処理をやったんで、それに合わせてこういうふうに処理しているのかなと思うんですけどね。なぜその途中で畠が先だよなというふうに気づかなかつたのかなというふうに思うんですけど、畠が先に処理をしてて処分をしました。この畠の業者が違う業者でした。後からフローリング工事をしました。フローリングの業者がその畠の処理と違う業者でしたということになると、分割発注というのは難しいのかなというふうに思うんですけど、畠の処理が後になつて、フローリングの工事を先にして、なつかつこの両方も同じ業者でやつたという問題は、先ほど今、苦しい答弁も元島前課長からありましたけど、1件、2件ならまだその言い訳できると思うんです。これ何十件もあつたら、そういうのは言い訳できないですよね。だからそこの部分を総務課長のほうにも今の問題点を把握していただいて、先ほどの対応と同じようにやっていただきたい。これ、なぜ分割発注が悪いのかというと、10万円以下にして入札を回避しているんです。見積入札を回避しているんです。場合によっては、2件、3件とまとめればもっとその、これすごい日にちが引ついてるんです、また2件、3件やってるのも。全部まとめれば、もっと大きな金額で、場合によっては入札というやり方もできたんだろうと思うんです。で、その入札とか見積入札をすることによって、金額を下げができる、安くすることができる可能性があるんです。実際できないかもしれませんけど。だからそういうふうなことを回避したということになると、町民の大事な税金なんで、住民の大切なお金なんで、そこはちゃんとした事務処理をしないといけないということで、この分割発注はいかがなものかというふうになっているんだろうと思うんですね。総務課長、こういうようなところも踏まえて対応をお願いしたいと思いますけど、御意見あればお願いをしたいというふうに思います。鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治でございます。

委員長言われたように、全国的にも分割発注でいろいろ自治体でも問題が起きているということは、私も承知しておりますので、言われた内容についてまたしっかり調査をして、しかるべき対応をしたいというふうに思ってます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

時間がありませんので、次に行きます。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） せっかく事務担当の課長が来てるんでお尋ねしたいんです。私、今回の少額随意契約10万円以下のやつを見ていると、手数料という科目がたくさん使われているのに非常に疑問を持つてるんです。私の認識です。役場の事務のことは詳しく知りません。手数料というのは、例えば住民票の手数料とか、ああいう感じに、もうあらかじめ料金が決まっているようなやつというイメージがあるんですよ。一々見積りするようなやつじゃなくて。だから例

えば、非常用発電機のオイル交換も点検手数料みたいな感じで出してたような気がするんですけど、施設のいろんな設備も点検を手数料で出してるんですよ。この畠も処分ですけど、こういうやつは本来手数料の科目じゃなくて、これも広い意味での修繕費か工事費になると思うんですけど、こういうやつが手数料ってことは適正なんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

今、宗副委員長の御質問なんんですけど、収入に対して言えば手数料というのは手数料条例という形で定めておかないと、町としては収入にすることはできませんけども、歳出のほうにつきましては、役務費という形になるんで、役務の提供、そこがその役務の提供と委託料とが区別がつきにくいところがあるんですけども、畠の撤去というのは、今さっき言ったように、フロアの修繕まで含めたら処分費は役務費になると思うんですけども、それを込み込みでいった場合は修繕費でいいと思うんですけども、その部分の畠の処分だけというのであれば役務の提供になるので、11節の役務費で出していると思うんですね。そこが財政上も12節の委託料なのか役務費なのかというところが、ちょっと曖昧なところがあるんですけども、今の運用としては役務の提供ということで出しております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 御説明ありがとうございます。そうすると、グレーゾーンというか判断の難しいところがあるんで必ずしも不適切ではない。それを前提にお尋ねします。この2つの支出ですが、1つは施設修繕費、1つはごみ処理と手数料の2つの科目で出されてるんですけど、これ1つにまとめて支出することは可能なんですよね、科目が違ってても。科目が違うから2つに分けたという説明を繰り返し聞いたような気がするんですけど、私は科目が2つから出しても、1つの契約、1つの支出ができるんじゃないかなと思ってたんですけど、その辺の確認をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

1つでまとめた場合に多分10万円を超えるようになりますので、契約案件になって、50万円以下の分は契約書を省略できるということで、今、築上町においては請書という様式がございます。請書の中で、総額で9万9,000円と5万2,800円に達した金額で契約を結んでいただいて、科目の分で支出科目については、例えば14万円幾らの分が全額修繕費じゃないよ、10万円が例えば修繕費から出ます、14万円が役務費から出ますというきちんとした内訳が分かってれば、その契約書等に内訳書について1本で契約をして支出は可能ではなかろうかな

と思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 御説明ありがとうございます。確かに10万円以上の契約で複数科目から出している契約書は我々も拝見させてもらっているのでできるんですけど、もう1つ聞きます。10万円以下の少額随意契約の場合でも、異なる科目からの支出はできますか。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

今使っています財務会計システムも、私がいたときから変わっておりませんので、今のシステム上はちょっと支出ができないようなシステムになってると思います。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。

補足で言いますと、兼命令で1枚で出すことはできませんけども、兼命令を2枚に分ければ、手数料分が5万2,800円、修繕が9万9,000円という形で、1枚の請求書でも2科目で出すことは可能であると考えております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やはりはっきりしましたね。4万9,900円の畳処分手数料、4万9,900円の修繕費の2枚、請求書は1枚だけど、それを10万円以下ですからもらって、少額随意契約で2枚の兼命令書を出せばやっぱりできるんでしょう、という理解ですよね。（「例えばね」と呼ぶ者あり）だけど、つまりこの少額随意契約の兼命令は、先に契約書を取り交わしてないんですよ。請求書をもらって事務処理するという簡易なやり方。だけど契約はあるんです。民法で口頭でも契約が成立するから、最初には担当者が口頭で依頼してるんですよ。それが契約なんですよ。だから例えばこれは、畳とフローリングを別々に依頼なんか、ほとんど普通はそんな依頼の仕方はあり得ないんですよ。だから依頼の段階では、畳とフローリングにしてねっていう依頼をしてるはずなんですよ。さっき元島さんが畳は戻すつもりだったかもしれないっておっしゃいましたけど、工事写真を見ると畳をどけて根太を入れて床を上げてますから、畳の戻しようなんかないです。だからこれは依頼の段階では一体の依頼だったのを、分割して支出処理をしてるとしか思えないんですよね。だから本来であれば10万円を超えるから、兼命令のやつでやってはいけなくて、さっき私がくどく言いましたけど、依頼をしたときに両方やつても10万円以下になるよって言われたら、じゃあやってねって言って、4万9,800円と4万9,800円で2枚のこれを出せばオーケーなんですよ。だから科目が違っても10万円以下の兼命令でやれるってことですよ。ただこれは科目が違ってるけど分割っていう、私は理解し

ているんですけど、ちょっとその辺の理解に間違いがあれば御指摘をお願いします。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

仕事に対する依頼の関係なんですけども、今、宗副委員長がおっしゃられたように、口頭で依頼した分が契約になるよっていう、多分そのときに見積書を、この分は負担兼命令なんで請求書だけしか添付しなくていいよっていうふうに今財務の運用上なっています。これをする前に、こういう仕事を依頼する場合に、Aさんのほうにこれを依頼した場合幾らかねっていう形の分を見積書を取っていると思うんです元課のほうが。多分、見積書を元課のほうで保管をしてると思うので、見積書の日付がこの2月22日なのか2月22日以前なのかっていうのはこの分だけでは私たちでは判断はできないんですけども、見積り依頼して予算の範囲内であれば発注はできるし、予算がなければ予算をどこからかき集めて予算の流用をしてやってると思うので、その部分がこれだけではっていう形では判断できないのかなっていう部分はあるんですけども、先ほど今申し上げたのは、元課をかばうとかそんなんじゃなくて、そういうことを考えた場合は分割発注じゃないけども、これ2枚だけ見ると、分割発注だと思われますというふうに答弁したつもりです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと重大な発言が出てきたと思ってるんです。私は財務規則を自分なりに読み込んで、私の理解では少額随意契約の場合は、必ずしも見積書がなくても請求書だけで処理してもオーケーだと私は認識してるんですけど、今の元島さんの答弁だと、請求書の場合に見積書があったはずで、それは担当課で保管されてるはずだっていう答弁に聞こえるんです。だとすれば、この兼命令の分割発注の疑いのあるやつも、担当課で保管されてる見積書を見せてもらわないと我々も判断できないなってことになる。

○委員長（武道 修司君） ない。

○副委員長（宗 裕君） ないって言ってたんでしょ。そうすると。

○委員長（武道 修司君） だけど、もう口頭であるんですよ、だけどもう何件じゃない、何十件ってあるんで。

○副委員長（宗 裕君） そう言うと、元島さんは見積書があるはずだって認識だったのが、それが役場の中で徹底してないってことになるでしょ。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 物品の購入の場合もそうですけども、見積書、請求書、納品書というのが3枚がセットになってると思います。ただ、ここにつける分に関しては、請求書も

しくは納品書に検収立会の印鑑について、確かにこの物品検収しましたよという証をつけてると思ふんで、元課のほうが見積書を全て取っておきなさいというふうには財政のほうでは通達してはないんですけども、捨てるところもあるかもしれませんし、実績の中で保管をしてるところもあるかもしれませんけど、そこはちょっとどうなっているかというのは分かりません。

○副委員長（宗 裕君） 一言だけ確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。ちょっとあと……。

○副委員長（宗 裕君） 企画財政課の考え方としては見積書はなきやいけないし、保管しとくべきだという認識で間違いない。ただ、それは担当課に任せてるから、なくなっている可能性もあるという理解でいいんですね。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

伝票を起票する際の一番最初の基本となる金額、ここは9万9,000円であれば、9万9,900円の金額は、請求書をもっての金額ではございませんので、まずこういう処理をしようとしたときの見積書をもっての金額になると思います。今これは1枚で出でますけども、10万円を超えるような形であれば、負担行為書というのが、前は負担行為書からやっていて、支出兼命令という2つの伝票を起票しておりましたので、見積書と請求書もしくは納品書をつけておりましたけども、今10万円以下の分に関しては、ペーパーの処理の簡素化等を含めまして、負担行為兼命令書という形の1枚の紙でなっておりますので、この予算金額を表すためには、見積書というのは一番最初に必要になると思っております。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。

次行きます。業者から提出された書類の日付、これが空白で来ている場合が多いようです。業者からの日付が入っていない、職員が記入しているということで、先ほどの破袋機の案件もそうです。ほかの今日説明した案件も担当者が日付を入れているケースがあります。先日、業者の方には確認をしたら、ある業者は職員の指示で空白にして出してほしいという指示があったようです。また職員の方に確認をしたら、職員が自ら自分が日にちを入れてますという話もありました。これ、業者の書類のほうに日付を入れるという行為は、行政側として、町として問題はないのかお聞きしたいというふうに思います。分かりますか。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

今、委員長がおっしゃられたように、見積書、請求書等の分が日付が入っていないのがほとんどではなかろうかなと思っております。なぜかというところを言いますと、ちょっとここは言い

訳になるかもしれないんですけども、伝票を起票する際に、例えば業者のはうがコンピューター管理をしていて、向こうの印刷した日付が入ってくる場合があった場合に、伝票を起票する前の日付が、もし請求書あたりに入っていれば、多分財政係のはうで、この伝票が財政係のはうに回ってきたときに、今日の日付の伝票なのに請求書が10月30日の日付になってたら、それだけ2週間も3週間も処理を何をやってたのかという形になると思うし、検収立会のはうが10月31日になってて、請求書が31日であれば分かるんですけども、職員が検収立会をしたのが、例えば今日の日付であるとなった場合に、請求書の日付がそれ以前になってたら、伝票上つじつまが合いませんので、そういう形で空白でとお願いしている職員が多いんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） ちょっとすいません。先ほどの例えば、クレーンのレバーの年度替わりの分です。年度が3月25日に修理をしているのだけど、4月4日から起案を上げてという部分で、同じように見積書とかそういうような工事完了の部分の書類が出てきたりしてるんですけど、その日付が全部4月なんですよ。3月25日に終わってるんで、その書類をどうも空白で出しているようです、業者が。でも今、元島課長が言ったのは、処理の関係で日にちがちょっとずれとったらおかしくなるんでそこはというところはあると思うんですけど、先ほどのクレーンレバーとか歯袋機の関係とか、あれの日にちを工事完了もそうだし、工事の担当者の関係とか、工事工程の日付とかそういうのを全て担当者で入れるというのはありますか。ちょっと私の質問の仕方が悪いですか、業者側の提出書類。これなんで名前は控えますけど、ある業者は、見積書の日付は築上町担当者からの指示で日付を記入しませんでしたということです。ある業者は、日付はもともと入れていません。自分が担当になる前からずっと日付を入れていませんということで、見積書、工事請負契約書、工程表、主任管理技術者実態経歴書、主任管理技術者選定通知書、工事写真、完成届、納品書等、全て日付が入っていないという書類で、これを担当者が入れてることが判明をしたんでそれは大丈夫なのかなという、業者側の書類なんですね。請求書とかでちょっと日にちをずらしてよとか言うんならまだしも。私の質問の仕方が悪かったと思うんですけど、そういうふうな書類を全て空白で来て、職員が記入しているということはいいのかどうなのかという確認です。

先ほどの、今皆さんに全員に配っている支出命令書の分割発注の案件です。これを見ていただいて分かるように、請求書の日付、下に担当者の日付が入っています。こういうものはさっき元島課長が言われたように、一緒に処理しているのかなという感じはします。日付ですね、業者のはうから空白できて、日付を入れてという。（「委員長、もうはっきり言った方がいいですよ、筆跡は同じっていうことは、この請求書の日付は役場の職員が入れているんですよね」と呼ぶ者あり）そうです。ただ、先ほどの大きな工事の関係も全て空白でやってるというのは、先ほど言っ

たように、日付がそもそもずれてしまっている年度替わりもある、工事が終わっている2者見積りで後から処理をしている。工事も終わっている、官製談合の疑いもあるような書類を、全て職員の指示で、職員が日付を入れているというのは大丈夫なんですかという質問なんですね。

これは、書面での尋問を行いました。担当者のほうからも回答来ています。担当者のほうの回答は、契約書の日付は空欄で提出する業者もいますので、その際は職員が記入します。それと、通常、財務規則に定められた契約締結期間内に契約を行っています。業者によっては日付を空欄で提出されることもあるので、その際は職員が記入を行っていますということでしています。その日付を職員が入れているという形で回答も来ています。そういうふうな書類の日付は、基本的に職員のほうで入れるということでいいんですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もうほぼ出たでしょ、築上町役場では特定の課だけではなくて、日付の入っていない業者からの書類をもらっているのは日常的、いつもやっていると。今、元島さん自身が請求書を例にして、検査が終わる前にもう請求書は出てるから、空欄にしてもらって、後から書いてるって明確におっしゃったんだから、どこでもいつでもやってるってことですよ。だから、やはりそういう望ましくない事務処理をいつもやってるっていうのは明らかでしょ。この都市政策課のやつも、請求書の日付と下の研修日の役場が書くべき日付の筆跡が、特徴的な数字の筆跡が全く一致しますから、空欄の請求書をもらって、この日に請求書をもらったように書いてるっていうのは明らかじゃないですか。だから、そういうやってはならないことを当たり前にやってますって、元島さん自身が当然のように説明されたのがほぼ全てでしょ。違うんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

私は、そういうつもりで説明はしたつもりはございません。システム的に業者のが発注した際に納品から請求書から、例えば今日発注してしまえば、システム的に全部の日付が入ってしまって、財政上つじつまが合わなくなる場合があって、財政係等の分が指摘を受ける可能性があるんで、そういうときの分は開けてくださいねということで、職員が言っているのではなかろうかというふうに。全て100%私がやってるという断言はしたつもりはございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） そこが分からんんですよ。空けてくれって指示するっていうことは、システム上日付を変えられないという説明をしながら、その日付を空欄のを別に作れって業者に言ってるんだから、業者のシステムがそうなっているなら、検査が終わった後の日付の請求書を、手間がかかるけど別に作ってくれって言えばいいのを、空欄の請求書を出せって言っているように私は取ってしまったんですけど、違うんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島です。

各業者のそのシステムに関しては、私どもは全て把握はしておりませんけども、業者の方が日付のほうの分の、例えば今日全部処理を行ったので、こっちが確認しました、じゃあ月曜日の日付でくださいねっていう話になれば、それができないよっていうふうに業者の方がおっしゃられた場合は、そしたら日付は空白はできますかっていうことであれば、空白はできますっていうことなので、それでは空白で出してくださいってお願いしている場合があると。全てがそういう形で、という形で私は断言はしておりませんので、訂正させてください、ここは。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も全てそんなことやってるって言ってないけど、今明確に言ってたじゃないですか。元島さんも空白の日付の請求書を受け取っている例は知ってるっていう明確な証言が出たじゃないですか。空白にできるんだったら、正式な検査を受けた後の規則どおりの日付も入れられるはずじゃないですか。空白ができるんだったら、業者の方は空白作って自分で日付を入れればいいんですから。そもそも検査の前に請求書を受け取ること自体おかしいじゃないですか。財務規則では検査が終わって何日以内に請求書をもらうってことになってて。違うんですか。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

そこがちょっと宗副委員長と話がかみ合わないところなんですけども、私が財政課長時代にそういうふうなことを認識しているということを言っているわけではなくて、担当の係長時代とかのほうでそういうふうな日付を出した場合に、財政のほうで指摘を受けたということがございましたので、そういうふうに空白にしていただいたという部分があるということで、全てをやっているというふうには私は言っておりません。そこだけは訂正させてください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 厳しい言葉になって申し訳ないんだけど、私は元島さんの決裁印があるやつで、そういう事例を認識しながら決裁印を押したという責任を追及したいわけじゃないんです。今回、組織的にいつもやっていることだから、職員の特定の誰かの責任を追及してもしようがないと思っているんで。昔からうちの役場ではみんなでやってるんだから、もう誰の責任でもないですよ。ただ今明確に出たでしょ、課長としてはそういう認識で判をついたことはそこまで確認してないからないけれども、課長になる前はあったって明確に発言がっているんですから。それを今でも絶対ないか、背にしないようになってあえて確認してないってことでしょ。そういう確認してたらもう仕事回らないから、そういうこともあるんだろうと思いながら、確認せ

ずを見てみぬふりを。ちょっと言葉が悪くなつてごめんなさい。一々判をつくときに手書きの請求書が出てきたら、そんなことやつてないよねって確認できないですよ。ただ元島さんの認識は、自分も担当者のときに前、実際やつたつていうんだから。認識としては今でもみんなやつてるつて思うのが普通でしょ。だから元島さんの責任を追及したいんじゃないんです。元島さんが課長以前のときにやつたことがあるって正直におっしゃつてくれたんで、もううちの町役場では、かなり以前からそうやつてるから、これは私個人の責任追及してもしょうがないと思っているんで。私の認識で、ちょっと言葉足らずの認識違いがあれば補足してください。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 私の責任のがれということで言つてはございませんので、例えばそこのシステムに日付が入つたやつの分を砂消しで消してしまう行動が、それは悪い行為だと思いますので、それではいけないので空白にしてくださいということで以前お願ひした経緯がありますというふうに申し上げております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、整理をして話をしてください。

○副委員長（宗 裕君） だから事実は全然違つてないでしょ、私の言つてる。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 委員長が言つてるのは、空白で依頼し、職員が記入することは適正かつて聞いたんですね。その中で、恐らく委員長と元島課長のほうは見解がちょっと違うと思います。委員長が言つてるのは、契約案件、全部一式の書類に関して日付を入れてなくて、全部ですよ、着工届から請求書まで全部。それを全部の一式の書類が空白なんですよ、それを担当者からあるところの担当者が日付を入れないで、ゴム印と会社の印鑑を預けるんですよ。けど、元島課長が言つてるのは、最後ら辺の請求書とか、そういう年度末とかのところの日付の分の一部分を書くことは、空白にしてもらうことはありますよというふうに一部分のことを言つてはいるんだと思うんですよ。ただ、委員長が言つてるのは、着工から全部の書類に会社の印鑑と丸印を押して、日付が空白ですよという書類のことを聞いてるんですよ。それに対してどうですかって言つてますよ。全部の書類は職員が入れたというふうに、それに対して適正かということを聞いてるんですよ。

○委員長（武道 修司君） なぜそういうふうなことが起きてるかというと、破袋機の関係もそうです、その後から処理してるじゃないですか。だから後から処理しているのに工事前にそういうふうに日付を入れられないわけですよ、業者の人たちも。後からなんですよ。これ業者の人たちが日付を入れているんであれば、それこそ有印私文書偽造ですよ。でも業者の人たちにお話聞いたら、私たちは一切その書類に日付を入れてませんということやつたんで、確認をしたら職員が入れてるということなんですよ。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） これはある、課までは言いませんが、あるところの場所の物件に関して業者の方から、昔から、ここ一、二年とかそういう話じゃなくて、多分10年ぐらい前から全部の金額とかも入れなくて、印鑑を渡してた、これが当たり前の、初めからこういうふうに印鑑を日付を入れることはなかったというふうに証言されているんです。それに対して適正かどうかを、課はちょっとと言いませんが、適正かどうかを答えるべきじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

今、田原委員から言わされた件なんですけども、私が今までずっと言っていたのは、提出の日付のその一部だけ、請求書とか見積書とか着工届とかの、一番上の日付のことだけだというふうに思っていましたので、中が真っ白っていうこと自体はちょっと考えられないんじゃないかなっていうふうに。通常は工期が決まったりとか、金額も作業するとかだったら100万円っていう金額がもうおたくに決定しますよっていう形で、契約書作ってくださいね、着工届作ってくださいねっていう形になるので、その部分はもう明確に金額、工期等の分が分かってると思いますので、そこがその空白でということは、財政サイドと言いますか、管財係サイドと言えば、あり得ないんじゃないかなというふうに思います。私が今まで言っていたのは一番上の日付の分だけを言っていたつもりです。

以上です。

○委員長（武道 修司君） そうなんです。だからその契約書が日付が違うんですよ、契約の期間が。工事始まるときと工事終わるときと。もう工事始まるときには工事終わっているんですから。あの日付を全て工事期間とかそういうものも全て、完成届もそうですけど日付を全部職員が入れてたという証言があるんで、それは大丈夫かなというのがあるんでお聞きしているんです。だから今、元島前課長が言われたように、それは基本的にはあり得ない、まして職員が入れちゃいけないですよね、業者の書類だから。だから日付でどうしても、ここはその現場で見積書を持って行ったときに、この日付ちょっと入れとてよとか言って、この日付にしておきますねとか確認しながら日付を入れたと言うんであればまだ、本当はそれもよくないんですけど、結局、今回のいろんな問題で、後で処理をしたという書類のほとんどが日付が空白で、業者に確認をしたら業者は日付を入れていないということで、書類を出しているということになるんで、職員が全て書類に記入したことになるんだろうと思うんです。

総務課長、すみません。先ほど同じように、そういうふうな処理をした場合、どのようになりますかね。鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治でございます。

元島係長が言っていたように、請求書の日付が抜けているとかいうところを入れることはあろ

うかと思います。職員が記入するのも度合いですね、問題があろうかと思います。今、田原委員が言わされたように、関連の書類一式、職員が作成をすることは不適切な事務処理であるというふうに思っておりますので、それが事実であればまた調査をして、何らかの対応が必要かなというふうには思います。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） これも最終報告の中に書こうと思いますんで、そこら辺もしっかりと対応をお願いしたいというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 申し訳ないんだけど、さっき元島さんの説明の中に、日付が入っていないことがあり得るというのは請求書だけじゃなくて、見積書、契約書ってずっと一連の処理の名前が上がっちゃったんですよ。私、契約書や請求書に関しては日付が入ってなくて、後から役場が入れるというのは、正直に私言います、許容範囲だと思ってるんです。だって請求書ってもう金額確定しているし、問題があれば請求書もらっても払えないし。契約書も内容は固まっているから、書類を取り交わすだけだから、いろんな双方の判断とかそろって最終的に誰かが日付を入れるというのもそんなに大きな問題とは思わないんだけど、見積書の日付が空欄というのは大問題だと思うんですよ。だって本来見積書って封して中に厳重に管理されているもので、一番大事な価格の業者選定と価格の構成性の一番大事な書類を操作できるというのは重大問題じゃないですか。今さらっと見積書の日付が入っていないことがあるという発言が出ちゃったんで確認させてください。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。

封に入っている分に関しての見積書が空白になるとは私は言っておりません。少額の10万円以下の物品とか修繕のやつに関しての分は、見積書が空白で来ていることはあると思うんですけども、実際封入して割印をして2者、3者の見積りをして、見積書の日付が入っていないとか金額の日付が入ってなければ、実際はいつ出したのかというのが分からないので、多分そこは失格になるんじゃないでしょうか。私が開封等でやった場合の分は、見積書の日付が入っていないという分には立ち会ったことはございません。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やっぱり重大な発言が出ましたよ。清掃センターでは封に入っているはずの2者見積りのやつも役場の担当者の指示で日付を入れずに出していますという文書での証言が出てきてて、我々が入手している見積書も筆跡からこれは私が入れましたという筆跡を見てもそうだし、役場の担当者から証言が出てるんですよ。ですから、今の元島さんのをそのまま

やれば、この業者選定手続は失格で無効であったということになりますよ。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 見積書の開封については、今日資料でいただいているやつの分に様式があるんですけども、例えば様式の資料④のCのゼロとあって書いてあるやつに関して言えば、開封の日時と開封場所と立会者の氏名と印鑑を押すようになってますんで、このときに見積書に、私たちのところに、企画財政課のほうにこれ来たときには封入をしてないというふうには認識はしてないんですよね。あくまでも先ほど椎野課長が一番最初に入札の件で言っていましたけども、入札と同じようにちゃんと封筒には割印をして、その分を職員のほうがそこで開けて中を確認しているというふうに、企画財政課のほうに見積書と一緒にこの書類が来てますので、その段階で日付が入ってないというふうには企画財政課としては認識はしておりません。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 責任を追及してるんじゃないんです。担当課が知らなかつたのは当然でしょうけど、担当者からそういう証言が出てるからこれは重大ですよねって確認をしただけです。

○委員長（武道 修司君） 元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 担当の証言は、私は傍聴出てませんので分かりませんけど、担当がそういうふうに言うということであれば、企画財政課のほうがちゃんとルールで決めてることを逸脱してるというふうには思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

最後の質問です。R D F施設の周囲の関係です。運転業務委託をエス・ティ・産業のほうに依頼をしています。このエス・ティ・産業に依頼しての業務内容の金額の根拠は、基本的に人件費です。人数で計算をしています。今日、大きい一覧表を皆さんにお配りしてると思います。これは先日、エス・ティ・産業の繁永さんにもお渡ししています。何点か書き方が悪いところがありますので、あくまでも資料ということで、これが絶対的なものではないということで、御理解した上で見ていただきたいというふうに思います。

当初は残業代が払われていたが、それから残業代が月例点検に変わっているような傾向があります。最終処分場の関係も令和3年から入ってきているというところです。これは1人当たりが26万円というベースがあつて計算をしているというふうな形になっています。月例点検のほうはどういうふうな計算をしたのか分かりませんけど、そういうような形で、一覧表で今、出しているところです。

問題は、この7人の方の一部の人たちが、修理を、エス・ティ・産業で修理をした場合、その修理費を払っています。日中されることもあります。場合によっては日曜日に出てやつたという

ケースもあります。先ほどの破袋機からいくと、土、日、月、火、水ですかね。修理をしています。元請けが太新工業株式会社で、下請けがエス・ティ・産業です。その下請けの仕事で、この人件費で払っている業務委託の人たちが修理に携わっているというふうにお聞きしています。

これは人件費分、修理の人件費分なのか、この業務の人件費分なのか分かりませんけど、重複での支払いというふうな疑いがあるということで、中間報告書にも書いています。我々はこの調査をしていく段階で、業務委託契約書を全て提出していただきました。平成30年からは、時間外はもう払わないというふうになっているにもかかわらず、時間外の支払いを調整をしているという内山課長補佐の話があったので、そもそも契約書に載っていない対応をしていることがあります。

それと、令和3年から令和6年までの間の契約書の一部がありません。契約書がないということはあり得ないと思うんです。契約書の一部がないということで、我々もそのコピーをいただけでないというところで、表で見ていただいて分かるように、令和3年から令和6年のこの点検に関しての内訳が全て分からず。実際的にはその前の部分も分からず。ただ、その流れから逆算をしていくと、金額がでているということで、今こういうふうに表にしたわけですが、明細がないというところを書いているように、この契約書の中で一部がもう処分をされているのか、どうされているのか分かりませんけど、契約書の一部がないという状況が発生しているという状況で、この修理金額と業務委託で、二重で人件費が払われている可能性があると思いますけど、その点について見解があれば教えていただきたいというふうに思います。元島前企画財政課長。

○前企画財政課長（元島 信一君） 総務課の元島でございます。前回の説明員で呼ばれたときに、この件、武道委員長のほうから言われて、そのときの見解と同じになりますけれども、月、もしくは年内で調整を図ってるんではなかろうかというふうに答弁をしたと思うんですけれども、二重に、例えばAさんが修理もやっていて、管理もやっていてという形であれば、その分が2時間、3時間、修理のほうにあれすれば管理ができないことになるので、その分は本来であれば減額をすべきものだと思いますし、その減額をしない場合であれば、先ほど何か時間外を払っていないというふうに、契約書、払わないというふうになっていたという、私はそこまでちょっと存じ上げていませんでしたので、その部分を調整をして、週当たり、月当たりで調整をしてやっているのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 時間外の関係も明細書があるということで出していただいたんですけど、その時間外のほうも日報で私ども拾い上げた部分とほぼ同じでした。日報でいくと、その時間外というのはどういうときに起きているのかというと、祭日とか正月明けとか、ごみがたくさん

ん集まるとき、どうしてもやっぱり処理に時間がかかるんでしょう。それで処理をしているというふうな状況があるようです。

それと、あとその修理の関係で土日に出たとかいうものも、大体それにも書いていただいているで、大体そこら辺は土日に出たとかいうのも分かるんですけど、時間外に関してはほとんどが修理というよりも、そういうふうに日常の業務の中で出てきた可能性の強い部分かなというのと、あとこの点検ですね。点検の部分が時間外に当たっている部分も考えられるのかなというふうな感じでちょっと思っています。

実際の修理件数でいくと、その時間の部分が時間外相当分で内山課長補佐から出していただいた一覧表と比べても合わないという状況が来ているというふうなことを考えると、その内山課長補佐の言われている時間外で対応している、時間外でその修理の人工費の分は精算をしているということがなかなか説明がもうできない、証明する書類も何もないというふうな状況になっていますので、そういうような状況で、行政側として、町として、これをどのように思われるのかをお聞きしたいなというふうに思っているんです。（発言する者あり）吉元委員。すみません、時間が12時過ぎましたけど、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

○委員（13番 吉元 健人君） 今、委員長が述べられた清掃センター以外にも、液肥センターの修理等にも清掃センターから応援に行っているんですよ、証言の中から。多分、計算のしようがないんですよね。もともとおる場じやないところから人間が来てますんで、相殺するとかいうことが多分、説明できないと思うので、その辺も踏まえて、分かるのであれば、ちゃんとした内容なの、本当に二重払いにならないというふうに述べられてますけれども、そもそもエス・ティさんが受けたところの仕事はその人たちがやってたり、太新工業さんがやられたところは太新工業の担当の方1名しか来ないで、エス・ティ・産業さんの職員さんを使って工事をしてたっていうことは、もう明らかなので、それを踏まえた上で、二重にしかならないと思うんですよね。二重にならない理由がありそうであれば、お答えいただければと思います。

○委員長（武道 修司君） ありますか。（「分からぬ」と呼ぶ者あり）分からぬ。（発言する者あり）椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。その件につきましては、人の動きとかはもうちょっとこちら、把握しておりませんので、ちょっと答えようがございません。

仮にそういう想定であれば、何らかの精算をすべきであったかなとは、ちょっとと思うところでございます。いいですか。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。これも住民の大切なお金です。もし二重払いであれば、精算をしてお金を返していただかないといけないという部分もあるんだろうと思うんです。これがどの金額でとかいうのは私たちも分からぬし、今ここで言っても皆さんも分か

らないと思います。この案件も総務課長にお願いをいたします。企画財政課と一緒に、本当に適正だったのか、どうなのか、そうでなかつたのか、どうなのか、そういうふうな証明ができる書類があるのか、ないのかという部分も踏まえて、場合によっては、ちゃんと対応というか、返還等の検討もしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次、吉元委員、何かあると言ったね。全体の私のほうからの流れはこれで終わりますけど。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 途中から間で質問していいというふうになったので、2番目の検査手順について質問したかったので、古市元課長と僕とのやり取りの答弁の中で、もう議事録が出ているので、そこを読みます、抜粋して。古市元課長からの返答で、要は、先ほどもちょっとお話になりましたけど、確認せずに書類だけでやったというところを、僕は、多忙だから書類だけで、本当に大丈夫かというところを聞いたときに、読みます、「検査の要項であったということは、現場に行って検査をしなければいけないといったことにはなっていないです。書類を確認して、書類を現場の人がチェックをして、検査員と検査するほうが、履行確認するほうが」すみません、これ、文面がちょっと分かんないです、そのまま読みますね。「それでしていましたので、それで現場に行けば一番いいと思っています。検査も行ったほうがよりいいとは思いますけれども、それは要項というか、検査規定の中でも書類確認といったことに定められておりますので、これに基づいてやっています。」。

僕、いろいろさつき財務規則とか、いろんなものを答弁いただいてから、2週間ぐらいいろいろ探してみたんですけども、そんな解釈のやつってどこにもないんですけども、お三方、多分、物すごく詳しいと思うので、ぜひ聞いてみたかったのですけれども、書類確認だけでやってもいいよという検査規定はあるんですか。検査規定の中でも書類規定でやっていいというふうになっているというふうに述べられているので、そこをちょっと確認したかったんですよね。どんだけ調べてもないので。

○委員長（武道 修司君） 答えられます。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。現行の規定では、書類確認のみでいいというような記載は、あまりというか明記はされておらないようですね。すみません、産業課長が検査員だったときの話でよろしいですかね。規定には、ちょっとそういうものは明確には、文言を明確にはされている現状ではないようでございます。

○委員長（武道 修司君） いいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日配付された5月1日付の椎野課長名で出されたこの随意契約にする事務手続です。これ非常に重大な内容だと思うので、せっかく今日、椎野課長が来ているのでお尋ねします。

まず1点目、これ毎年出ているんですよね。今年5月1日に初めて出たんじゃなくて、毎年内容若干変わるかもしれませんけど、毎年出ている通達ですよね。まずこの質問。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） ちょっと確認はしておりますが、毎年出ていると思っております。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） これ見て、これが守られていたら、我々が取り上げている問題はいつも起きなかった内容なんですよね。この通達の内容を通達出しているだけで、誰も見ていない、誰も守っていないのが今回の問題の本質で、これ例えば資料1の2枚目に、説明責任というところに、契約相手方は委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認することって明確に書いてあって、これ、まさに協力業者で、契約しているところとは違う協力業者が実態の作業をやっているっていうのを確認しろって書いているのを、確認していなかったからこういうことが起きている。

また、これには緊急1者随意は災害レベルしかないって書いてあるのも御指摘しましたけど、資料1の1枚目の一番下の赤字で書いているところ、1者随意の理由。単に過去の実績や業務に精通している特殊な業務等を理由に随意契約とすることは適切ではありませんって赤字で書いてるんだけど、今回、もう名前言いますけど、エス・ティ・産業さんが1者随意で受けているのは、全部これを理由に、実績がある、特殊な業務だって言って、全部1者随意にする理由書にこう書いちやいけないことを書いてあって、財政とかのチェックも全部通しているんですよ。だからこのマニュアルは出しているだけで誰も見てなくて、守ってないっていうのが実態だったんですね。これさえ守っておけば今回の問題は一つも起きないんだけど。業者が特定の業者に偏らないように注意することとか、特定の業者に毎年毎年発注しているときは競争性があるか、状況が変わらないか確認しろとか、もうすごく当たり前のことが書いてあって、規則を整備するとか要らないんですよ。もうこれで十分だから、これさえ徹底すればこんな問題は全部起きない。何でこれが徹底されてなかったんですか。また、これに明確に赤字で駄目だって書いていることを、何で皆さん全員、チェックする立場の人も通しているんですか。

○委員長（武道 修司君） ちょっと宗委員、追及する言い方。

○副委員長（宗 裕君） それ委員長が注意してください。

○委員長（武道 修司君） 何か答えられるところありますか。もうないね。もう。

○副委員長（宗 裕君） これ、いけないと書いてあるんだもん。

○委員長（武道 修司君） ということだろうと思います。毎年出してるんですよね、これ。

○副委員長（宗 裕君） じゃあもう一点だけ。これはどれくらい周知徹底されてるんですか。

椎野課長自身も、出す前に内容を確認してますか。

○委員長（武道 修司君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） すみません。企画財政課でございます。一応、起案文書は私が決裁しました。この文書については役場の全職員に周知、一応メールでございますが、周知しておるところでございます。ただ、ちょっと周知徹底していないというところについては、今後、周知で、厳密にしていく必要があるのかなと思っております。

○副委員長（宗 裕君） よろしくお願ひします。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。すみません、時間。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今までいろんな意見が出て、本当に先ほど宗委員からも言われましたけど、これが守られてたらこんなことは起きなかつたと。本当にそのとおりです。もう少し総務課長、また企画財政課長がいますので、全体を通して、随意契約とか契約だけじゃなくて、もう少し職員が胸を張れるような、そういう指導をしてください。あまりにも職員の気の緩みというか、そういうものが非常に目立つような気がしますので、そこも含めて、全体を通してまた教育というのをお願いしておきます。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。

それでは、時間がかなり過ぎまして大変申し訳ございません。3人の方にお願いというか、元島前企画財政課長はもうその担当が終わってますけど、例えば入札でいくと、上限、下限というのを発表しています、今。これは何の目的かというと、職員にいろんな犯罪等に巻き込まれないようにというところが一つ理由があるんですね。今回のこの案件もというか、いろんな案件もそうですけど、このマニュアルをしっかりとやって対応しておけば、そういうような犯罪、問題等に職員が巻き込まれなくて済むんだろうと思うんです。私たちは職員をどうにか何かしたいとかいう話じゃなくて、なるべくこういうふうな問題、犯罪に職員が携わらなくていいようにしていただきたいなというところです。やはり職員を守るという観点からいけば、内容的にはかなり厳しい財務規則とかいろんな問題があるんだろうと思うんです。ただ、結果的にそれが職員を守るという観点からいえば、管理をする方々がやはりしっかりと目を光らせながら、職員一人一人に適切な指導をしていただければというふうに思っています。あくまでもこれ職員を守るという観点で、これからも業務のほうをお願いしたいと思います。

ただ、守るという観点だけでも、やはり間違いがあつたりとか何かあつたときは、それらの対処を当然しないといけないという部分もあるかと思いますので、総務課長には大変厳しい立場にあろうかと思いますが、毅然たる態度で、なおかつ職員を守るという観点から、いろんな対応を今後していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

今日はすいません、大変長時間になりました御迷惑をお受けしました。今後ともまた御協力の

ほどよろしくお願ひいたします。本日はどうもお疲れさまでした。（「お世話になりました」と
呼ぶ者あり）

今日はこれで終わります。

以上で、本日の委員会は終了といたします。お疲れさまでした。

午後0時29分閉会
